消費生活情報

～契約をやめる～

消費生活センターへの相談で最も多いのは、契約をやめたいという相談です。

インターネットやスマホが普及した最近では、若年から高齢者まで健康食品や化粧品の「お試し格安価格」という広告に釣られてポチッとしたら、最低5か月分の定期購入が必要な高額契約だったのでやめたいという相談が多発しています。

契約は生活の基本

私たちは毎日の生活で無意識にさまざまな契約をしています。例えば、コンビニで弁当を買う、バスに乗る、図書館で本を借りるなどは、全て契約です。

契約とは、法的拘束力を持つ約束のことで、当事者の合意で自由に内容を決められ、口約束でも成立します。成立した契約は一方の都合で勝手に解消することはできないのが原則です。

契約の無効・取消し・解除

例外的に契約をやめるためには、次のような民法や消費者契約法などの法律に基づく事由が必要です。

◎始めから契約が無効

▽判断力の無い泥酔者や幼児のした契約

▽社会的道徳・倫理に反する契約

▽冗談でした契約

▽相手と結託した嘘の契約

◎取消しができる場合

▽未成年者など判断能力が弱い者のした契約

▽詐欺・強迫による契約

▽勘違いによる契約

▽誤った情報を伝えられてした契約などの不当な勧誘による契約

◎解除できる場合

▽当事者の話し合いによる解約合意

▽契約時に解除条件が決められている

▽クーリング・オフなど法律で解除条件が決まっている

▽相手が契約を守らない

契約の経緯が契約をやめる事由に該当するかどうかは、相談してください。

未成年者取消しの注意点

民法で定める成年年齢が18歳に引き下げられ、未成年者契約の取消し対象年齢が18歳未満になりました。現役の高校生でも取消しできないケースが出てきます。

未成年でも、次の場合は取り消しが認められません。

▽処分を許された範囲（小遣い）での契約

▽詐術（さじゅつ）を用いてした契約

※詐術とは、成年者であると伝えたり、親の同意を得ていると嘘をついて相手を誤信させることです。

インターネット上の契約で未成年者が取引対象と想定される場合に、単に「成年ですか?」の問いに「はい」のボタンを押した程度では該当しません。

消費生活に関する相談

市役所南棟にあります。
府中市消費生活センター
（☎43-7106）
相談日　毎週月・火・木・金曜日10～12時、13時～16時
※祝日・年末年始は除く。